療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（案）（概要）について

厚生労働省保険局医療課

１．改正の趣旨

【改正事項①関連】

○　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第１項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 64 条第１項の療養の給付として支給される注射薬は、それぞれ保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号。以下「療担規則」という。）第 20 条第２号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号。以下「療担基準」という。）第 20 条第３号トにおいて、厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与（※）することができることとされており、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号。以下「掲示事項等告示」という。）第 10 第１号において、健康保険法第 64 条に規定する保険医（以下「保険医」という。）が投与することができる注射薬（以下「投与注射薬」という。）が定められている。

（※）注射薬の「投与」とは、「院外処方（処方箋を交付）され、在宅で用いること」を指す。

○　今般、中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）において投与注射薬として追加することについて了承が得られた注射薬について、掲示事項等告示第 10 第１号に追加する改正を行うもの。

【改正事項②関連】

○　保険医及び健康保険法第 64 条に規定する保険薬剤師が使用することができる医薬品（以下「使用医薬品」という。）は、掲示事項等告示第６及び第 14 において、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号。以下「薬価基準告示」という。）の別表に収載されている医薬品（令和７年 10 月１日以降は掲示事項等告示別表第１に収載されている医薬品、令和８年４月１日以降は掲示事項等告示別表第２に収載されている医薬品を除く。）及び掲示事項等告示別表第３に収載されている医薬品（令和８年４月１日以降は掲示事項等告示別表第４に収載されている医薬品を除く。）等と定められている。今般、使用医薬品について、医療上の必要性の観点等から、必要な規定の整備を行うもの。

〈掲示事項等告示〉
別表第１　薬価基準告示のうち令和７年 10 月１日より使用医薬品の対象から除外するもの
別表第２　薬価基準告示のうち令和８年４月１日より使用医薬品の対象から除外するもの
別表第３　手技料に包括されるため、保険償還価格が定められていない医薬品

別表第４　投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ及び別表第３に収載されている医薬品のうち令和８年４月１日より使用医薬品の対象から除外するもの

２．改正の概要

【改正事項①関連】

○　「パロペグテリパラチド製剤」を保険医が投与することができる注射薬に追加することについて、中医協（令和７年 10 月 15 日（水）開催）において了承が得られたことから、掲示事項等告示第 10 第１号に規定する保険医が投与することができる注射薬に、これらの注射薬を加える。

【改正事項②関連】

○　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条第１項の規定による製造販売についての承認が「日医工岐阜工場株式会社」から「日医工株式会社」に承継される医薬品１品目について、当該医薬品の販売名が変更されることから、旧名称となる医薬品について、令和８年４月１日以降、使用医薬品の対象から除外するため、掲示事項等告示の別表第２に追加する。

合　　計	１品目
内　用　薬	１品目
注　射　薬	０品目
外　用　薬	０品目
歯科用薬剤	０品目

３．根拠条項

○　療担規則第 19 条第１項本文及び第 20 条第２号ト
○　保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第９条本文
○　療担基準第 19 条第１項本文、第 20 条第３号ト及び第 31 条本文

４．適用日等

○　告 示 日：令和７年 10 月 21 日（火）（予定）
○　適 用 日：令和７年 10 月 22 日（水）